

# 行橋市景観計画

令和 2 年 3 月  
行 橋 市



# 目次

## 序章 行橋市景観形成基本計画の策定及び改定の趣旨

1. 策定及び改定の目的	1
2. 景観法の概要	1
(1) 基本理念と主体の責務	1
(2) 景観計画に定める事項	2

## 第1章 行橋市の概況

1. 自然的概況	3
(1) 地勢・地形	3
(2) 自然・歴史・文化的資源	4
2. 社会的概況	5
(1) 人口・世帯数	5
(2) 年齢3区分別人口	6
(3) 産業構造	7
(4) 土地利用	10
(5) 公園・緑地	10
(6) 道路	11
(7) 都市計画区域と自然公園地域	12
3. 関連計画の整理	13
(1) 第5次行橋市総合計画	13
(2) 北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	15
(3) 行橋市都市計画マスタープラン	17
(4) 行橋市立地適正化計画	19
(5) 都市再生整備計画（第6回変更）行橋地区	21
(6) 京築広域景観計画	22
(7) 行橋市海岸地域観光振興基本構想	25

## 第2章 景観まちづくりアンケート調査結果

1. 調査の概要	28
(1) 調査の目的	28
(2) 調査方法	28
(3) 回答者の属性	28
2. 集計結果の概要	30
(1) 行橋市の景観について	30
(2) お住まいの地区の景観について	35
(3) 各景観要素の重要度について	37

## 第3章 景観資源の考察と課題の整理

1. 地区別の景観特性と課題	38
(1) 地区区分	38
(2) 地区別の景観特性と課題	39
2. 景観資源の概要	42
(1) 景観資源の類型と景観資源の位置	42
(2) 景観資源の概要及び考察	43

3. 景観形成に向けた課題の整理	48
(1) 自然景観に関する課題	48
(2) 歴史・文化景観に関する課題	48
(3) まちなみ景観に関する課題	48

## 第4章 景観形成

1. 景観形成の目標	49
(1) 基本理念と将来像	49
(2) 基本目標	50
2. 良好な景観の形成に関する方針	51
(1) 景観計画区域の設定	51
(2) 景観類型別の特性に応じた景観形成方針	52
3. 景観上重要となる公共施設（京築広域景観計画より）	55
(1) 景観重要道路	55
(2) 景観重要河川	56
4. 良好な景観の形成のための行為の制限（景観形成基準）	57
(1) 行為の制限の概要	57
(2) 行為の制限の基本方針	58
(3) 良好な景観の形成のための行為の制限（景観形成基準）	58
(4) 環境色彩基準	65
5. 屋外広告物等の表示等に関する基本方針	68
6. 景観上重要な建造物及び樹木の検討	69
(1) 景観重要建造物	69
(2) 景観重要樹木	70
7. 景観形成重点地区の検討（参考）	71
(1) 中心市街地地区	72
(2) 今井・元永歴史的まちなみ景観地区	77
(3) 行橋海岸地区	81

## 第5章 実現へ向けて

1. 関係法令等の横断的な活用	84
(1) 景観重要公共施設の指定に向けた整備	84
(2) 緑化促進と歴史的・文化的景観資源の保存・活用	84
(3) 地区計画制度の活用	84
(4) 屋外広告物の表示等に関する事項	84
2. 協働による景観づくり	85
(1) 市民、NPO、事業者、行政の協働による景観づくり	85
(2) 景観整備機構の指定	85
(3) 助成、表彰・認定制度の活用	85
3. 景観上重要な建造物及び樹木の検討	86
4. 景観形成重点地区の検討	86
5. 良好な景観づくりへ向けた体制づくり	86